

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-職 1〕

第 1 当審査会の結論

諮問に係る下記の 5 つの表現活動（表現活動 1 ないし 5。以下「本件表現活動」という。）は、いずれも大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

記

（表現活動 1）

平成 28 年 8 月に大阪市内で弁士 A、弁士 B、弁士 C 及び弁士 D を含む複数の弁士により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士 A により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 1」という。）

（表現活動 2）

本件街宣活動のうち、弁士 B により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 2」という。）

（表現活動 3）

本件街宣活動のうち、弁士 C により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 3」という。）

（表現活動 4）

本件街宣活動のうち、弁士 D により行われた街宣活動（以下「本件表現活動 4」という。）

（表現活動 5）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定の URL で表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動

5」という。)

第2 結論に至った理由

1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動は、特定の団体（以下「本件団体」という。）により、事前に参加者を募って開催されたものである。本件街宣活動においては、特定の主題について参集した者がそれぞれの主張を述べていることが認められる。また、弁士Aから、本件団体名義の銀行口座の存在を証する書面が提出されており、当審査会が確認したところ、当該銀行口座の開設のためには、必要書類として、本件団体の規約や本件団体に属する者の名簿等を提出する必要があるとのことであった。これらのことから、一見すると、本件街宣活動は本件団体による行為であるものと考えられる。

しかしながら、弁士Aによると、下記3(2)アのとおり、本件団体名義の銀行口座が存在しており、本件団体の規約は、銀行が示す規約の記載例を参考にして作成したとのことである。

また、本件団体には、代表者以外に会員であると明記された人はおらず、名簿も存在していなかったとのことである。

さらに、本件団体の代表者及び本件街宣活動にかかる責任者はいずれも弁士Aとなっているものの、本件街宣活動に参加していた人々は、弁士Aとは初対面の人々が多く、他の参加者と各々の発言内容について打合せを行ったことはなく、参加者は各々自由に発言していたと弁士A自身も述べている。加えて、ほとんどの参加者はハンドルネームを使用しており、弁士Aは、住所、氏名及び連絡先も知らないとのことである。

なお、下記3(2)イ及びウのとおり、弁士B及びCは、所在が判明せず、また、弁士Dについては、条例第9条第2項に基づく意見書及び有利な証拠の提出機会（以下「意見提出等の機会」という。）を付与する旨の通知に対する回答がなかった。

上記のことから、総合的に勘案すると、本件街宣活動は、本件団体による統率のとれた街宣活動ではなく、集まった者が思い思いにそれぞれの主義主張を述べているに過ぎないことが認められる。

これらのことから、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動ではないと判断した。

以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1は弁士Aにより、本件表現活動2は弁士Bにより、本件表現活動3は弁士Cにより、本件表現活動4は弁士Dにより、それぞれ行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動5についても、本件街宣活動の一部を記録した動画であることから、独立

した表現活動であるものと認めることとした。

以下、本件表現活動1ないし5のそれぞれについて、条例第5条第1項各号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動5の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成29年2月10日時点、同月16日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画等は、本件ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和3年6月27日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成29年2月10日、同月16日の時点においては、本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件コメントについて

本件ウェブページには、本件動画等の他に、不特定の者から投稿された本件コメントが掲載されているが、本件コメントは、基本的には本件動画等に付随するものとして一体となって視聴対象となっており、本件動画等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた情報提供の対

象が本件コメントではなく本件動画等とされている本件においては、本件表現活動5の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件動画等について行うこととし、その上で、本件動画等の該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページでは不特定の者によって本件動画等に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件動画等と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件動画等への影響について検討することとした。

3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 弁士A

弁士Aの意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和5年2月21日付けの意見書から、概ね次のとおりである。なお、上記意見書が提出された際、併せて口頭で意見を述べる機会の付与の申立書が提出されたが、その後、弁士Aより、令和5年3月13日付けで当該申立書を撤回する旨の文書が提出されたため、同条第3項に基づく口頭での意見陳述は行っていない。

- ・私の言動により、申出人をはじめ、多くの方々にご迷惑をお掛けしたことをお詫びさせていただく。
- ・特に在日韓国・朝鮮人の方々に対しては、当時の私がインターネットの情報を軽率に信じてしまった部分があり、在日韓国・朝鮮人の方々に対する誹謗中傷とも取られかねない言動をしてしまったことを深くお詫びさせていただく。現在の私は、在日韓国・朝鮮人の方々に対して、悪意等の気持ちを全く持っていないことを申し添える。
- ・ある人種・民族に対する殺害等に言及することや、ある人種・民族を動物の名で呼ぶことは、人間として絶対にやってはいけないことなので、何らかの規制や罰則が必要であると、私は考えている。したがって、上記のような言動を「ヘイトスピーチ」として規制することに対しては、人道上、私は基本的に賛成である。
- ・日本人から外国人への差別的言動はヘイトスピーチに該当するが、外

国人から日本人への差別的言動はヘイトスピーチに該当しないという人種差別を、ヘイトスピーチ規制を大義名分にして行うことは許されない。

- ・私が条例に反対しているのは、ヘイトスピーチをしたいからとか、外国人を差別したいからとかではなく、条例における日本人の人権に対する配慮があまりにも不十分だからである。
- ・本件団体名義の銀行口座は存在していた。また、本件団体の規約は、銀行が示す規約の記載例を参考にして、代表者である私が作成した。
- ・本件団体には、代表者以外に会員であると明記された人はおらず、名簿も存在していなかったが、街宣活動の全てに参加している主要メンバーが2名存在しており、街宣活動の運営は、代表者である私及びその2名の主要メンバーによってなされていた。
- ・本件団体は、現在は存在していない。本件団体は数年前から活動しておらず、銀行口座もすでに解約されていて、実質的にも形式的にも存在していない。
- ・本件街宣活動に参加していた人々は、代表者である私とは初対面の人々が多かったが、本件街宣活動の主体は本件団体であることを認識しており、また、代表者は私であることを認識して参加していた。
- ・本件街宣活動の前に道路使用許可証に記載された許可条件を読み上げた記憶はあるが、他の参加者と各々の発言内容について打合せを行ったことはなく、参加者は各々自由に発言していた。しかし、参加者の態度や演説内容が酷い場合は、代表者である私が当該参加者に対して、街宣活動の秩序を乱すのでこれ以降参加しないしてほしい旨伝えたことや、演説の文言が過激すぎるのもっと穏やかな表現にしてほしい旨伝えたことがあった。
- ・本件動画サイトへ動画をアップロードした人は誰か知らない。ほとんどの参加者はハンドルネームを使用して参加しており、住所や氏名は知らないし、連絡先も知らない。
- ・本件街宣活動にかかる動画は、数年前に削除されており、それ以来ずっと視聴できない状態になっている。したがって、現在においては全く社会的影響力を持っていない。また、私は、現在はデモや街宣活動などの政治活動を全く行っておらず、かつての活動で行動を共にしていた人々との関係を断ち切って、社会の一員として新たな社会生活を営んでいる。

イ 弁士B

弁士Bに対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインタ

インターネット上の情報を調査したものの、弁士Bの所在の特定に資する情報は得られなかった。

そこで、本件街宣活動とは別の特定の街宣活動に弁士Bとともに参加している者のうち、住所又はメールアドレスが判明している者に、弁士Bの所在に関する情報提供を求めたところ、そのうちの1名から所在に関して不知との回答があり、それ以外の者からは回答を得られなかった。

次に、弁士Bの所在を確認するため、当審査会は、弁士A及び弁士Dに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、回答を得られなかった。

以上より、弁士Bについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

ウ 弁士C

弁士Cに対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、弁士Cの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、弁士Cの所在を確認するため、当審査会は、弁士A及び弁士Dに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、回答を得られなかった。

以上より、弁士Cについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

エ 弁士D

弁士Dに対しては、相当の期間を与えて、意見提出等の機会を付与する旨の通知を行い、併せて、弁士Dからの申立てがあれば、条例第9条第3項に基づき口頭で意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知したが、弁士Dからは、意見等の提出はなかった。

オ 本件表現活動5を行ったもの

本件表現活動5を行ったものに対する意見提出等の機会について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動5を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動5を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、弁士A及び弁士Dに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、弁士Aからは本件表現活動5を行ったものに関して不知との回答があり、弁士Dからは回答を得られなかった。

以上より、本件表現活動5を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1ないし4について

本件表現活動1ないし4が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動5について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動5は、大阪市内で行われた本件表現活動1ないし4を含む本件街宣活動の内容を投稿・掲載し、拡散するものであり、下記5ないし8に記載のとおり、本件表現活動1ないし4はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件表現活動5は、条例第5条第1項第2号イに該当する。

5 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動1の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動1では、次のような表現が認められる。

- ・ヘイトスピーチ規制に抗議する趣旨の発言をした上で、本件街宣活動に反対する面前の者（以下「本件反対者」という。）に対して、「朝鮮人」であると決めつけた上で、発言を制止する旨を繰り返し発言するとともに、日本から退去すべきである旨などを述べている。
- ・本件反対者をさして、「在日朝鮮人」などであると決めつけた上で、危険である旨を述べている。
- ・関東大震災の死者及び行方不明者約14万人のうち13万人が「朝鮮人」による放火で生じたものである旨を述べるとともに、当時の在日韓国・朝鮮人について、一般的に在日韓国・朝鮮人に対して差別的な意味で用いられる文言（以下「本件蔑称」という。）を用いて表現している。

このように、本件表現活動1では、ヘイトスピーチ規制に抗議する趣旨の発言をした後に、日本国外に退去させられるべき事由があるという根拠も示さずに、唐突に、本件反対者に対して、「朝鮮人」であると決めつけた上で、発言を制止する旨及び日本から退去すべきである旨などを繰り返し述べるとともに、本件反対者をさし、「在日朝鮮人」などであるとした上で根拠も示さずに危険であると決めつけていることから、結局、面前にいた当該個人の個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ、危険であるなどと攻撃し、日本から退去すべきである旨を述べていることと何ら変わるところはない。

以上より、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、居住・移転の

自由を制限することが目的であることと認められる。

また、本件蔑称を繰り返し用いて、関東大震災の死者及び行方不明者約14万人のうち13万人が「朝鮮人」による放火で生じたものである旨を述べている。

内閣府の資料（災害教訓の継承に関する専門調査会報告書：平成18年及び平成21年）によると、関東大震災の死者及び行方不明者は約10万5,000人と記載されており、出火原因の半数以上がかまど、七輪などの炊事用の火気とされているにもかかわらず、根拠も示さずに関東大震災の死者及び行方不明者約14万人のうち13万人が在日韓国・朝鮮人による放火で生じたものであると決めつけ、在日韓国・朝鮮人に対する評価を貶めようとしている。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認められ、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動1の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動1では、上記(1)で述べたとおり、根拠も示さずに関東大震災の死者及び行方不明者約14万人のうち13万人が在日韓国・朝鮮人による放火で生じたものであると決めつけるなどしており、在日韓国・朝鮮人への誹謗中傷が繰り返されている。

さらに、本件反対者について、当該個人らの個別の事情に着目したのではなく、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、危険であると攻撃して、在日韓国・朝鮮人一般への否定的な意味合いを持たせるような表現を行っている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が発言を制止する旨や危険である旨の文言を聞き取ることができるような音量であったことから、本件表現活動1は、本件反对者に対してはもちろんのこと、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動1は、当該個人らに限らず、在日韓国・朝鮮人一般を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動1の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動1はヘイトスピーチに該当する。

6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動2の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動2では、次のような表現が認められる。

- ・本件反对者に対して、「朝鮮人」であると決めつけた上で、日本から退去すべきである旨を述べている。
- ・本件反对者について、「朝鮮人」であると決めつけた上で、半分日本人という意味を持ち、在日韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現等を用いて、日本人でもなければ「朝鮮人」でもないという旨の侮辱を行い、「朝鮮半島」において「人間扱い」されていないと繰り返し述べるなど、様々な表現で中傷を繰り返している。
- ・本件反对者について、人間以外の生物に例える表現を用いて、日本に対し、不当に金銭の支払いを強要するといった旨を述べている。
- ・本件反对者について、「犯罪集団」であり「治安をかく乱」しているなどの旨を繰り返し述べている。
- ・「朝鮮学校」は犯罪者集団を「養成するところ」ではないかという旨を述べている。

このように、本件表現活動2では、本件反对者について「朝鮮人」であると決めつけた上で、日本から退去すべきである旨を述べており、社会か

ら排斥し、居住・移転の自由を制限しようという意図を持った発言であることが認められる。

また、半分日本人という意味を持ち、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティを貶める意味を持つとされる表現等を用いて、在日韓国・朝鮮人が「朝鮮半島」において人間扱いされていないと揶揄しており、日本人でもなければ「朝鮮人」でもないなどと在日韓国・朝鮮人の帰属する社会はいずれでもないことを否定することで、どちらの社会からも拒絶されていると貶め、在日韓国・朝鮮人の存在を否定し、日本はもとよりすべての社会から排除されるべき存在であるなどと差別的な表現で中傷することで、在日韓国・朝鮮人一般を不当に侮辱していることが認められる。

さらに、日本に対し、不当に金銭の支払いを強要する旨の表現や人間以外の生物に例える侮蔑的な表現を用いて、在日韓国・朝鮮人が日本社会に過度に依存していると攻撃している。また、根拠を示すこともなく、本件反対者について「犯罪集団」であり「治安をかく乱」していると決めつけ、併せて、「朝鮮学校」について、犯罪者集団を「養成するところ」ではないか、と問いかけており、在日韓国・朝鮮人について危険な存在であると侮辱していることから、在日韓国・朝鮮人を侮蔑する意図が明確に認められる。

これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人一般を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認められ、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第1号ア、イ及びウのいずれにも該当する。

(2) 本件表現活動2の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動2では、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人につ

いて、半分日本人という意味を持ち、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティを貶める意味を持つとされる表現及び人間以外の生物に例える表現などの侮蔑的な表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動2は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動2は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動2の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動2は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動2を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動2は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動2はヘイトスピーチに該当する。

7 本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動3の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動3では、次のような表現が認められる。

- ・「なぜここに警察官がこんなにいるか」と問いかけた上で、その根拠として「在日朝鮮人が邪魔」していること及び「朝鮮人が危険」であることを述べている。
- ・「ここにいる在日の朝鮮人」について、日本人がデモ活動を行っている時に大きな声で発言する旨並びに「厚かましい」、「不要」及び「卑劣な」民族であるなどと述べている。

このように、本件表現活動3では、「在日朝鮮人」が本件街宣活動を「邪魔」し、また「朝鮮人」が「危険」であるために、警察官が多数来ているとした上で、本件反対者について「在日朝鮮人」であると決めつけ、「厚かましい」、「不要」及び「卑劣な」民族であるなどと否定的な表現を用いて、在日韓国・朝鮮人一般を不当に侮辱していることが認められる。

また、これらの表現は、マイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同

内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動3は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第1号ウに該当する。

(2) 本件表現活動3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動3では、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人について、「厚かましい」、「不要」及び「卑劣な」という侮蔑的な表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動3は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号アに該当する。

(3) 本件表現活動3の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動3は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動3を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動3は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動3はヘイトスピーチに該当する。

8 本件表現活動4のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動4の条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動4では、次のような表現が認められる。

- ・在日韓国・朝鮮人が悪い行いをしてきた旨を述べた後に、本件蔑称を用いて、悪い行いをした在日韓国・朝鮮人は日本から退去すべきであ

るとした上で、本件反対者をさして、本件蔑称の代表例が「今、目の前で喚いている人種」であると述べている。

- ・特定の地域に移住している移民が「どのようなことをしてきたのか」と問いかけた上で、在日韓国・朝鮮人が同じことを行ってきたとし、在日韓国・朝鮮人は日本から退去すべきであると述べている。
- ・他の国籍の外国人が行った粗暴な行為について言及し、それらを行った外国人は、日本から退去すべきであり、治安が悪くなる一方であるなどと述べた上で、在日韓国・朝鮮人は頻繁に犯罪行為を起こしている旨を述べている。

このように、本件表現活動4では、本件蔑称についての弁士Dの解釈を述べた上で、悪い行いをした在日韓国・朝鮮人は日本から退去すべきである旨を述べ、本件蔑称に一般の在日韓国・朝鮮人は含まないとしている。

これは、一見、悪い行いをした者に限定して退去を求めているように見えるが、その直後に、本件反対者をさして、「喚いている」ことなどを根拠として、唐突に本件蔑称の代表例であると断じている。

このことは、結局、根拠を示すこともなく、本件街宣活動に反対していることのみをもって当該個人らを本件蔑称と決めつけていることから、一般的に、在日韓国・朝鮮人とみるや、それが誰であれ本件蔑称であると攻撃していることに等しく、在日韓国・朝鮮人一般を侮辱していることと同様である。

次に、特定の地域に移住している移民がどのようなことをしてきたのかと述べ、根拠を示すこともなく、同じことを行ってきたのが在日韓国・朝鮮人であるとした上で、日本において悪いことをすると決めつけている。

続けて、他の国籍の外国人が行った粗暴な行為について言及し、そのような外国人は日本から退去すべきである旨などを述べた後、在日韓国・朝鮮人について、唐突に、頻繁に犯罪行為を起こしていると決めつけており、在日韓国・朝鮮人に対する評価を貶めようとしていることから、在日韓国・朝鮮人を侮蔑する意図が認められる。

いずれの表現もマイクを通じて拡声されており、その多くが、不特定多数の者に対して訴えかけるような口調で行われている。

こうした表現の内容及び態様から、当該訴えの内容を視聴した者が、同内容に同意し、同内容を踏まえた、在日韓国・朝鮮人一般に対する憎悪や差別の意識を持つことを企図していると認められる。

以上を勘案すると、本件表現活動4は、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪又は差別の意識をあおることを目的とするものであることが明らかに認められる。

したがって、本件表現活動4は条例第2条第1項第1号ウに該当する。
(2) 本件表現活動4の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件街宣活動は主に条例に反対する目的で実施されたとのことであるが、本件表現活動4では、上記(1)で述べたように、在日韓国・朝鮮人について、本件蔑称及び頻繁に犯罪行為を起こしているなどの侮蔑的な表現を用いている。

また、当該表現が不特定の者が視聴できる環境下で、マイクを通じて拡声する方法でなされており、周辺にいた人々、あるいは通りかかった人々が上記(1)で述べた文言を聞き取ることができるような音量であったことから、在日韓国・朝鮮人一般の社会的評価を貶めているといえることができる。

以上から、本件表現活動4は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、又は誹謗中傷するものであると認められる。

したがって、本件表現活動4は、条例第2条第1項第2号アに該当する。
(3) 本件表現活動4の条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動4は、大阪市内の不特定多数の者が往来する公道で、拡声器を用いて行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動4を知り得る場所及び方法で行われたと認められる。

よって、本件表現活動4は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 小括

以上より、本件表現活動4はヘイトスピーチに該当する。

9 本件表現活動5のヘイトスピーチ該当性について

本件表現活動5は、本件表現活動1ないし4の内容を含む本件街宣活動の一部を大阪市内に拡散する行為である。

本件表現活動5は、本件表現活動1ないし4と、その目的及び表現の内容の意味するところについて同様であると認められ、かつ、インターネット上のウェブページにおいて、不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれていたと認められることから、本件表現活動5は、条例第2条第1項各号に該当する。

したがって、本件表現活動5はヘイトスピーチに該当する。

10 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成28年度 平28-職1

年 月 日	経 過
平成29年 3月21日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成29年 3月21日	調査審議（論点整理）
令和 3年 5月21日	調査審議（論点整理）
令和 3年 7月19日	調査審議（論点整理）
令和 3年10月13日	調査審議（論点整理）
令和 4年 6月 6日	調査審議（論点整理）
令和 4年 7月12日	調査審議（論点整理）
令和 5年 1月25日	調査審議（論点整理）
令和 5年 2月21日	弁士Aから意見書及び証拠の提出
令和 5年 4月21日	調査審議（論点整理）
令和 5年 5月26日	調査審議（論点整理）
令和 5年 6月30日	調査審議（答申案）
令和 5年 8月29日	調査審議（答申案）
令和 5年 9月 4日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）